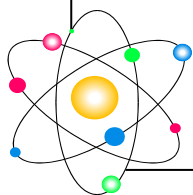




住信 年金情報

# PENSION NEWS

(平成24年2月1日)



年金信託部

## 【厚生年金基金・確定給付企業年金】

### 財政運営基準等の見直しに伴う省令・通知の公布・発出

昨日（平成24年1月31日）、財政運営基準等の見直しに伴う省令・通知が公布・発出されました。これにより、昨年7月14日および10月6日に実施されたパブリックコメントに伴う見直しが一通りなされたこととなります。以下において、今般の基準見直しに伴う改正内容をまとめております。

なお、発出された通知等に一部誤植が含まれていることを確認しておりますが、項番の修正等形式的なものであるため、現時点で入手している情報をご案内いたします。最新の情報が入りましたら、適宜ご連絡いたします。

〈弊社または中央三井アセット信託銀行(株)が総幹事の確定給付企業年金のお客様へのご連絡〉

「業務委託に係る契約に関する事項（届出不要事項）」の規約変更については、確定給付企業年金法施行規則の改正により、労働組合等の同意が不要となりました。（P5(12)参照）

当該改正に伴い、平成24年4月1日付の弊社、中央三井アセット信託銀行(株)、中央三井信託銀行(株)の合併に伴う業務委託先の名称変更についても同意不要となります。

#### 1. 発出された通知および改正された政省令・通知

##### ■ 厚生年金基金

- ① [厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて](#)
- ② [厚生年金基金の設立要件について等の一部改正について](#)
- ③ [厚生年金基金令](#)（平成23年12月26日公布済）
- ④ [厚生年金基金の財政運営について](#)
- ⑤ [厚生年金基金の設立要件について](#)
- ⑥ [厚生年金基金の業務報告書の様式について](#)
- ⑦ [厚生年金基金に係る厚生年金保険法第七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定および健全化計画の承認について](#)（平成23年11月16日発出済）
- ⑧ [厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について](#)
- ⑨ [厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について](#)



SUMITOMO  
TRUST

住友信託銀行

- ⑩ [厚生年金基金の解散等及び清算について](#)
- ⑪ [厚生年金基金における決算事務の取扱について](#)
- ⑫ [特定基金の解散に関する特例について](#)
- ⑬ [厚生年金基金の実地監査の関係書類について](#)
- ⑭ [厚生年金基金の予定利率の下限等について](#)
- ⑮ [厚生年金基金の解散及び移行認可について](#)

■ 確定給付企業年金

- ① [「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について](#)
- ② [「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」及び「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行\(代行返上\)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」の一部改正について](#)
- ③ [確定給付企業年金法施行令](#)（平成 23 年 12 月 26 日公布済）
- ④ [確定給付企業年金法施行規則](#)
- ⑤ [確定給付企業年金制度について](#)
- ⑥ [確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について](#)
- ⑦ [確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて](#)
- ⑧ [厚生年金基金から確定給付企業年金に移行\(代行返上\)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について](#)

**2. パブリックコメント項目と改正概要**

（「主な政省令・通知の改正箇所」の番号（厚年①、DB②等）は上記 1. の番号に対応しています）

<平成 23 年 7 月 14 日付パブリックコメント>

1. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

(1) 財政再計算時期の見直し

対象制度	適用時期	概要
		主な政省令・通知の改正箇所
厚年基金	平成 25 年 3 月 31 日 以降を基 準とする もの	<p>&lt;原案を一部修正して改正&gt;</p> <p>基礎率を見直しを行う財政計算（厚生年金保険の財政の現況及び見通しの作成に伴う免除（代行）保険料率の見直しを除く。）についても、財政再計算と定義する。</p> <p>現行通り、基金の財政再計算に伴う免除（代行）保険料率の見直しを行う。</p> <p>厚年④-第 4 の 1(2)ウ</p>

(2) 特別掛金率の計算方法の見直し

厚年基金 DB	公布日	<p>&lt;原案に基づき改正&gt;</p> <p>加入者数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで特別掛金率を計算することを可能とする。</p> <p>厚年④-第 4 の 4(5)ア(ア)c, (イ)d</p> <p>DB⑦-第 3 の 1(1)</p>
------------	-----	--

### (3) 過去勤務債務の償却方法の見直し

厚年基金 D B	公布日	<b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b> 厚生年金基金において、段階引上げによる過去勤務債務の償却のために課せられている「選択一時金の休止」及び「許容繰越不足金の制限」の要件を廃止することとし、厚生年金基金と同様に、確定給付企業年金においても段階引上げによる過去勤務債務の償却を可能とする。 ----- 厚年④-第4の4(7)エ D B④-第46条第1項第4号 D B⑤-第4の6
-------------	-----	--

### (4) 確定拠出年金へ的一部移行に伴う一括拠出の緩和

厚年基金 D B	公布日	<b>&lt;原案に基づき、平成23年12月26日付で政令改正済&gt;</b> 確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を、移換者の移行部分に係る積立不足に限定する。 ----- 厚年③-第41条の6 厚年④-第12の1 D B③-第91条 D B④-第141条の2 D B⑤-第4の5
-------------	-----	---

### (5) 脱退一時金における一時金換算率の要件緩和

D B	公布日	<b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b> 老齢給付金支給要件以外の要件を満たすものに支給する脱退一時金の上限額の算定に用いる割引率を、給付額の計算に用いる据置利率とする。 ----- D B④-第24条の3第1項第1号ロ D B⑤-第3の1⑧
-----	-----	--

### (6) 選択一時金における一時金換算率の要件緩和

厚年基金 D B	公布日	<b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b> 一時金の上限額の算定に用いる割引率を、一時金選択時または老齢給付金の支給要件を満たした時点の下限予定利率のいずれか低い率とする。 ----- 厚年⑤-別紙第2の4(10)⑥ D B④-第24条の3第1項第1号イ D B⑤-第3の1⑧
-------------	-----	---

### (7) キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化

厚年基金 D B	公布日	<b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b> キャッシュバランスプランにおける再評価率の指標として、一定の上下限(下限は零以上とする。)を付した市場インデックス(東証株価指数等)の使用を可能とする。 ----- 厚年⑤-別紙第2の4(5)④ D B⑤-第3の3
-------------	-----	---

### (8) 制度終了時における残余財産の優先分配の追加

D B	公布日	<b>&lt;原案に基づき、平成23年12月26日付で政令改正済&gt;</b> 制度終了時における残余財産を分配する際に、掛金を負担した加入者について優先的に分配することを可能とする。 ----- D B③-第57条第1項 D B⑥-別紙1規約記載事項3-7
-----	-----	--

### (9) 申請書類の簡素化

DB	公布日	<b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b> 申請時における次の書類を提出不要とする。 ・規約型企業年金の承認申請、統合の承認申請、分割の承認申請における「加入者となる者の数を示した書類」 ・「業務委託に関する書類」 ----- DB④-第4条, 第11条, 第90条, 第91条
----	-----	--

### (10) 業務報告の簡素化

厚年基金 DB	平成25年 3月末決算 から	<b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b> 確定給付企業年金の事業報告書について、以下の記載項目を廃止する。 ・全実施事業所の被用者年金被保険者等の数 ・業種 ・給付状況の新規裁定者の件数 ・掛金拠出状況の納付決定額のうち加入者負担分及び納付決定対象加入者数 ・年金通算状況の金額及び参入した期間 ・業務委託状況 ・福祉事業の状況 ・適格退職年金からの移行状況及び代行返上時の給付減額 厚生年金基金の業務報告書について、以下のiからiiiの記載項目を廃止し、ivの記載項目を追加する。 i 掛金徴収状況の徴収決定済額のうち加入員負担分 ii 離婚分割状況 iii 適格退職年金からの移行状況 iv 総幹事会社への掛金の送金状況 ----- 厚年⑥ DB⑥-様式C6-ア, 様式C6-イ
------------	----------------------	---

### (11) 代表事業主による申請手続き

規約型 DB	公布日	<b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b> 複数の事業主が共同で実施する規約型企業年金において、代表事業主を設けて新規規約や規約変更等の承認申請を行うものとする。 ただし、平成24年1月31日から起算して1年を経過する日までの間は適用しないことができる。 ----- DB④-第8条第2項, 第9条第2項 DB⑥-3(1)
-----------	-----	--

## (12) 届出事項の拡大等

DB	公布日	<p><b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b></p> <p>次の事項の規約変更を届出とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業主の増加又は減少に係る場合の事業主の名称・住所</li><li>・ 実施事業所の増加又は減少に係る場合の実施事業所の名称・所在地</li><li>・ 加入者が掛金を負担する場合の掛金の抛出に関する事項</li><li>・ 加入者が掛金を負担している場合の事業年度その他財務に関する事項</li><li>・ 権利義務承継に関する移転確定給付企業年金・承継確定給付企業年金、脱退一時金相当額の移換に係る移換先確定給付企業年金及び厚生年金基金の給付の支給に関する権利義務を移転する際の厚生年金基金の名称</li><li>・ 給付に関する軽微な変更（条ずれ等、実質的な変更を伴わない場合）</li></ul> <p>次の事項の規約変更は届出不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市町村合併等に基づく場合の事務所の住所</li><li>・ 市町村合併等に基づく場合の事業主の名称・住所</li><li>・ 市町村合併等に基づく場合の実施事業所の名称・住所</li><li>・ 法令改正に伴う規約変更のうち給付に関わらない事項</li></ul> <p>次の届出不要事項については、労働組合等の同意を不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務委託に係る契約に関する事項(※)</li></ul> <p><u>(※)平成24年4月1日付の弊社、中央三井アセット信託銀行(株)、中央三井信託銀行(株)の合併に伴う業務委託先の名称変更についても同意不要となります。</u></p> <p>DB④-第7条, 第10条, 第15条, 第18条</p>
----	-----	---

## (13) 支払終了企業年金の制度終了後の残余財産の取扱

DB	公布日	<p><b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b></p> <p>全ての受給者に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、新規に加入者が生じない確定給付企業年金（「支払終了企業年金」）について、制度終了後の残余財産の取扱を規約記載事項とする。</p> <p>DB⑥-別紙1 規約記載事項 3-7</p>
----	-----	--

## 2. 財政の健全化の観点から改正する事項

### (1) 財務諸表の簡素化・透明化

対象制度	適用時期	概要
厚年基金 DB	平成25年 3月末決算 から	<p><b>&lt;原案を一部修正して改正&gt;</b></p> <p>財務諸表における数理的評価等の調整科目を廃止する。</p> <p>資産側の特別掛金収入現価と負債側の数理債務を一つにまとめ、責任準備金として計上する。ただし、未償却過去勤務債務残高および数理債務について、<u>貸借対照表の欄外に記載可能とする。</u></p> <p><u>最低責任準備金（継続基準）は、最低責任準備金+最低責任準備金調整額として計上する。（厚年基金）</u></p> <p>なお、責任準備金の下限を撤廃することを確認しております。（「給付債務－未償却過去勤務債務残高」が最低責任準備金（継続基準）を下回った場合に「責任準備金＝最低責任準備金（継続基準）」とするもの）<u>これにより、下限に抵触していた基金は責任準備金が減少するため、継続基準の積立水準が上昇することになります。（厚年基金）</u></p> <p>厚年④-別添1 DB⑥-別紙4</p>

## (2) 積立状況の的確な把握

厚年基金 DB	平成 25 年 3 月末決算 から	<p>&lt;原案に基づき改正&gt;</p> <p>決算日時点の債務と資産の状態を的確に把握するため、継続基準の財政検証においても、時価基準の純資産額を用いて検証することとする。ただし、財政計算上の留保要件、資産評価等についてはこれまで通りとする。</p> <p>厚年④-別添 2 様式⑩の 10 DB⑥-様式 C7-イ, 様式 C7-オ</p>
------------	-------------------------	--

## (3) 非継続基準の見直し

厚年基金 DB	平成 25 年 3 月末決算 から	<p>&lt;原案を一部修正して改正&gt;</p> <p>平成23年度で終了する非継続基準の積立不足に伴う掛金の拠出に係る経過措置（積立基準を最低積立基準額の90%）に対する激変緩和措置として、平成24年度（積立基準92%）から2%ずつ引き上げ、平成28年度に100%とすることとする。（DBにおいては、平成25年3月31日を事業年度の末日とする決算から2%ずつ引き上げ）</p> <p><u>非継続基準における回復計画を用いた掛金拠出について、5年間の経過措置期間を設けて廃止。</u></p> <p><u>なお、平成 23 年 10 月 6 日のパブリックコメント回答において、「積立比率に応じて掛金を設定する方法」を見直すとのことであったが、改正は実施されず、現行通りの方法を継続。</u></p> <p>厚年④-第 4 の 5(2) DB④-第 58 条, 附則第 2 条, 附則第 4 条</p>
------------	-------------------------	--

## (4) 指定基金の指定要件等の見直し

厚年基金	平成 23 年 度指定分 から	<p>&lt;原案を一部修正して平成 23 年 11 月 16 日で政令改正済&gt;</p> <p>指定要件に「直近の決算において、積立金が最低責任準備金の 8 割を下回った基金」を追加する。</p> <p>健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利率は、厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないものとし、<u>基金の年金資産の見通しに用いる利率は、「運用実績の過去 5 事業年度平均、回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率又は厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回りのうちいずれか大きい率」を上限とする。</u></p> <p>厚年③-第 55 条の 5 第 2 項 厚年⑦</p>
------	-----------------------	--

## <平成 23 年 10 月 6 日付パブリックコメント>

### (1) 掛金引上げ猶予措置

対象制度	適用時期	概要
厚年基金 DB	公布日	<p>&lt;原案に基づき改正&gt;</p> <p>財政計算の結果、平成 24 年 4 月 1 日以降に掛金の引上げが必要となる基金（指定基金を除く。）、DB に対して、平成 25 年 4 月 1 日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。ただし、規約において、平成 25 年 4 月 1 日以降の掛金を定めなければならない。</p> <p>厚年①-第 8 の 1 DB④-附則第 14 条</p>

## (2) 予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例

厚年基金	公布日	<b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b> 平成 25 年 4 月 1 日までの間に、予定利率の引下げに伴い老齢年金給付の給付設計の変更を行う規約変更においては、少なくとも標準掛金の算定を行えばよい。ただし、当該給付設計の変更以降に行う財政検証及び財政計算は、財政運営基準に基づき行うものとする。 ----- 厚年①-第 8 の 2
------	-----	---

## (3) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し

厚年基金	平成 25 年 3 月末決算 から	<b>&lt;原案を一部修正して改正&gt;</b> 最低責任準備金調整額の算定方法について、平成11年9月に遡って期ズレ（最低責任準備金の算定に用いる厚生年金の運用利回りについて、適用時期が最大1年9か月遅れること。）が解消されたとして計算した額から最低責任準備金を控除する現行の方法を、直近決算により確定した最低責任準備金とその後1年9か月間適用される厚生年金の運用利回りから期ズレの影響額を計算する以下の方法に見直す。 最低責任準備金調整額＝当該事業年度末における最低責任準備金×{(1+前事業年度における厚生年金運用利回り) <sup>9/12</sup> ×(1+当該業年度における厚生年金運用利回り)}/ <u>1.0723-1</u> ----- 厚年④-第 3 の 4
------	-------------------------	--

## (4) 非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し

厚年基金 DB	厚年基金: 平成 25 年 3 月末決算から DB:平成 24 年 4 月 1 日以後の 決算から	<b>&lt;原案に基づき改正&gt;</b> 非継続基準抵触に伴い拋出すべき掛金（特例掛金）の額の計算に用いる資産額について、時価の変動を平滑化した数理上資産額を用いることを可能としていたが、時価ベースの純資産額のみを用いることとする。 ----- 厚年④-第 3 の 2 DB④-第 63 条第 2 項
------------	---	---

## (5) 廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し

厚年基金 DB	厚年基金: 平成 25 年 3 月末決算から DB:平成 24 年 4 月 1 日以後の 決算から	<b>&lt;原案を一部修正して改正&gt;</b> 基金における最低責任準備金の予測に用いる利率については厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り（実績が判明している場合は、その利率）を下回らないものとし、 <u>年金資産の予測に用いる利率は「運用実績の過去5事業年度平均、回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率又は厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回りのうちいずれか大きい率」を上限とする。</u> また、加入員（者）数は、過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこととする。 ----- 厚年④-第 4 の 5(2)② DB④-附則第 2 条, 附則第 4 条
------------	---	--

(6) 非継続基準における積立水準の引上げスケジュールについての検討

厚年基金 DB	公布日	<p>&lt;原案に基づき改正&gt;</p> <p>平成24年度決算から開始する非継続基準の積立基準の引上げスケジュールについては、今後の経済情勢や企業年金制度を取り巻く環境等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとし、その旨の規定を置く。</p> <hr/> <p>厚年①-第7の1(3) 厚年④-第3の8, 第4の5(2) DB④-附則第2条</p>
------------	-----	--

(7) 指定基金健全化計画承認基準の見直し

厚年基金	公布日	<p>&lt;原案を一部修正して平成23年11月16日で政令改正済&gt;</p> <p>指定基金健全化計画承認基準については、目標達成のための具体的措置を計画の内容とするよう承認基準を明確化するとともに、添付書類等の簡素化を図り、提出時期を弾力化する。</p> <p>平成22年度以前に指定された既指定基金についても、見直し後の基準に基づき、計画の変更を求めることとする（提出期限は平成24年2月末とするが、提出困難な場合は、その旨を地方厚生（支）局長に報告した上で、平成24年9月末までに提出すればよいこととする）。</p> <hr/> <p>厚年③-第55条の5第2項 厚年⑦</p>
------	-----	---

(ご参考：財政運営基準等の見直しに関するこれまでの PENSION NEWS)

PENSION NEWS 配信日	内容
<a href="#">平成 23 年 7 月 14 日</a>	財政運営基準等の見直しに関するパブリックコメントの手続き開始
<a href="#">平成 23 年 10 月 6 日</a>	財政運営基準等の見直しに関するパブリックコメントにおける意見及び回答公表・追加のパブリックコメント手続き開始
<a href="#">平成 23 年 11 月 16 日①</a>	財政運営基準等の見直しに関する追加パブリックコメントにおける意見及び回答公表
<a href="#">平成 23 年 11 月 16 日②</a>	指定基金の指定および健全化計画に関する改正
<a href="#">平成 23 年 12 月 26 日</a>	財政運営基準等の見直しに伴う政令公布

以上